

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会 認定指導者規程

(総則)

第1条 この規程は社団法人日本オリエンテーリング協会(以下「JOA」という)定款第4条四項に定めるところにより、JOAが認定あるいは野外活動団体協議会が認定する指導者のうちオリエンテーリング指導者(以下「認定指導者」という)の資格を認定するために必要な事項を定める。

第2条 この規程は、認定指導者を養成し、その能力の向上をはかり、オリエンテーリングの普及発展に寄与することを目的とする。

第3条 この規程でいう認定指導者は、次の4種とする。

- (1) オリエンテーリング・インストラクタ(以下「インストラクタ」という)
- (2) 野外活動団体協議会認定オリエンテーリング・ディレクタ2級(以下「ディレクタ2級」という)
- (3) 野外活動団体協議会認定オリエンテーリング・ディレクタ1級(以下「ディレクタ1級」という)
- (4) オリエンテーリング・イベントディレクタ(以下「イベントディレクタ」という)

(指導者の認定)

第4条 JOAの定めた内容(別表1)に基づき行なわれたインストラクタ養成講習会(以下I講習会という)の全ての課程を終了し、登録の手続きをした者に、「インストラクタ」の資格を与える。

- (2) JOAの定めた内容(別表2)に基づき行われたイベントディレクタ養成講習会(以下E講習会という)の全ての課程を修了し、登録の手続きをした者に、「イベントディレクタ」の資格を与える。

(指導者の責務)

第5条 認定指導者は、オリエンテーリングに対する理解と指導力の向上に努めるとともに、指導者の種別により、次の能力を維持すべく努力しなければならない。

- (1) インストラクタは、オリエンテーリングに関する基礎知識・技能を有し、オリエンテーリングの指導ができること。
- (2) ディレクタ2級はオリエンテーリング指導に関する基礎知識・技能を有し、地域のスポーツクラブや教室等においてオリエンテーリングの指導ができること。
- (3) ディレクタ1級はオリエンテーリング指導に関する専門知識・技能および指導力を有し、指導者の育成指導ができるほか、地域のスポーツクラブの育成・運営等の指導および競技会等の企画運営ができること。
- (4) イベントディレクタは、オリエンテーリングの競技規則に関する基礎知識を有し、競技規則に沿ったオリエンテーリング大会の運営ができること。

2 指導者はJOAおよびJOA会員の普及活動に協力し、地域におけるオリエンテーリングの指導

および普及振興を図るとともに、自ら普及活動を積極的に行うものとする。

(講習および検定試験)

第6条 E講習会はJOAが開催する。

- 2 I講習会を開催できるものは、JOA、JOA会員およびJOAが認定した大学、専門学校等とする。I講習会の講師は、JOAが認定する者とする。

第7条 I講習会を開催しようとするものは、JOAに様式1の認定申請書を提出する。I講習会の開催者は、講習会終了後、受講者名簿と実施内容をJOAに報告する。

(受験・受講の資格)

第8条 I講習会およびE講習会の受講資格は、受講年度の4月1日現在、満18歳以上の者で、オリエンテーリングの経験を有する者とする

(修了証明書の発行)

第9条

第4条の「共通科目」の修了者に対し、(財)日本レクリエーション協会は「共通科目」の修了証明書を交付する。

- (2) 第4条の本協会が定める内容の修了者に対し、JOAあるいはJOA会員は受講した講習会に応じて修了証明書を交付する。

(指導者の登録)

第10条

講習の全課程を修了し、新規に認定指導者として登録するものは、修了証明書、様式2「登録申請書」に、認定料及び登録料を添えてJOAへ申請する。申請は、講習会受講年度若しくは翌年度までに行うものとし、その期間を過ぎた場合は無効とする。

- 2 前項により登録を完了した者は、認定指導者として認められ、「認定証」および「登録証」が交付される。

(所属)

第11条

認定指導者は、活動拠点として資格認定の申請に際し、次のいずれかを所属する会員として申請する。ただし、当該会員が妥当と認めればその会員に登録申請することができる。

1. 居住地
2. 勤務する会社・事務所の所在地
3. 通学する学校所在地
4. 所属するクラブの所在地

第12条

居住地や勤務先、通学先の変更に伴う所属の変更が生じた場合は、登録時にJOAにその理由

などを明記して、登録証を添えて手続きを行う。

(認定の有効期限)

第13条

認定の有効期間は4年とし、4月1日をもって有効期間の起算点とする。但し、4月1日より9月30日までに申請したものについては、その年の4月1日を、10月1日以降に申請したものは翌年の4月1日をもって起算点とする。

(認定の更新)

第14条

認定の更新は、認定期限の切れる1ヶ月前までに様式3「認定更新申請書」に認定料を添えJOAへ提出しなければならない。

2 認定の継続を望むディレクタは、認定有効期限4年間のうちに1回は、JOAが主催する、あるいはJOAが指定する「更新のための研修」を受講しなければならない。

3 認定の継続を望むインストラクタおよびイベントディレクタは、認定有効期限4年間のうちに1回は、JOAが主催する、あるいはJOAが指定する「更新のための研修」を受講することが望ましい。

(登録)

第15条

登録は、前年度の2月末までにJOAへ19条に示す登録料の納付によって行う。

(資格証等の再交付)

第16条

資格証などを汚損または紛失した場合は、JOAにその理由などを明記して再交付申請の手続きを行う。

(有効期限の延長)

第17条

職務・学業などの都合により2年以上継続して海外に在勤・在住する場合は、事前にJOAにその理由などを明記して期間延長の手続きを行うことによって、保有する認定の効力を停止し、その期間だけ延長することが出来る。

(資格の停止、喪失)

第18条 JOAが、次のことを認めた場合には、認定を取り消すことがある。

1. 認定指導者として逸脱した行為があったと認めたとき
2. 第5条に示す責務を怠ったと認めたとき
3. 登録更新の手続きを怠ったとき
4. 第19条に示す登録料を納めなかったとき

(登録料・認定料)

第19条 ディレクタの登録料・認定料は次の通りとする。

(1) 登録料 ディレクタ1級 8000円、ディレクタ2級 6000円

(2) 認定料 5000円

2 「インストラクタ」の登録料・認定料は、次の通りとする。

(1) 登録料 5000円

(2) 認定料 5000円

3 「イベントディレクタ」の登録料・認定料は、次の通りとする。

(1) 登録料 4000円

(2) 認定料 4000円

4 第1項、第2項、第3項のほか、受講に際しては受講料（教材費を含む）を徴収する。

5 「共通科目」の受講料については、(財)日本レクリエーション協会の定めるところによる。

(規程の変更)

第20条 本規程の改定は、理事会の審議を経て行う。

付則

1 この規程は、平成19年3月5日から施行する。

2 この規程の制定を持って、「オリエンテーリング・インストラクタに関する規程」を廃止する。

3 令和4年4月1日改定

別表1：インストラクタ養成講習会の内容

基礎内容	オリエンテーリングとその基礎理論	8 h
	(実践経験とそのレポートにより免除可能) OLの特性(特性、種類、初歩の競技ルール他)	2 h
オリエンテーリングの指導	対象や目的に応じた指導	8 h
	指導のための基礎理論	
	指導実習	5 h
	走力・体力の指導	2 h

別表2：イベントディレクタ養成講習会の内容

基礎内容	日本オリエンテーリング規則解説 理念、具体的な規則適用事例、地図、アンチドーピング	6 h

付則

1. 2023年度までは、オリエンテーリング・ディレクタからイベント・ディレクタに、申請のみで、認定料を負担することなく移行することができる。